

第1章 フランス

1 概観

20世紀後半に多くの先進国で少子化の傾向が見られる中、フランスでは1980年代以降合計特殊出生率が1.8程度で推移しており、少子化に一定の歯止めがかかっている。これには、政府が積極的に取り組んでいる家族政策も、出生率の維持に貢献しているものと考えられる。

フランスでは、家族の社会援助に関する法典において家族に対する公的支援について規定されており、現在、①世代の再生、②家族の扶養支援、③(家族間の)収入格差の縮小を目的として、様々な家族政策が講じられている^(註1)。

政府は1946年に、それまで業界や県ごとに運営されていた家族手当^(註2)を新たに創設した社会保障制度の一部門として統合し、これにより、家族政策の本格的な実施が開始された。その後、施策も次第に拡充・多様化した。第二次世界大戦終了後は、子どものいる世帯に対する家族手当の支給だけであったが、給付の種類が次第に多様化するとともに、医療保険からの出産費用の給付、家族の人数を考慮した税額控除制度、子どもを養育した者に対する年金の配慮措置等も整備された。

仕事と家庭の両立を支援する保育サービスについても多様化が進んでいる。政府は託児所の受入能力の拡充に力を入れる一方、1994年に認定保育ママを雇用する家庭に対する援助、在宅保育手当を導入し、一般家庭で認定保育ママの雇用が普及している。

また、労働者の出産・子育てを支援するための各種休暇(出産休暇、養育休暇、父親休暇、看護休暇)制度も整備されている。

このように、フランスでは、政府が労働者の出産や仕事と家庭の両立の支援に積極的な取組を見せており、合計特殊出生率(1.89/2000年)や出産後に働く女性のフルタイム雇用の割合(66.2%/2001年)が他の欧州諸国と比較しても高く、少子化を抑制しつつ女性の社会進出を促進することに成功している^(註3)。そこで、本章では、フランスにおける家族政策、特に、家庭に対

して直接行われる経済支援、仕事と家庭の両立支援、保育サービスについて、制度を概観するとともに、その問題点、近年における課題と最近の改革について記述することとする。

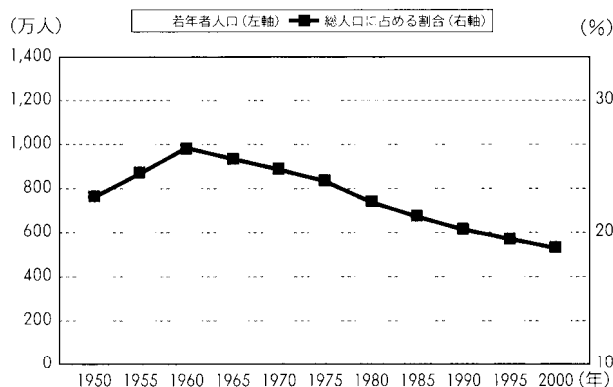
2 少子化の動向

(1) 人口の動向

2000年におけるフランスにおける若年人口(15歳未満)は1,115万7,000人と、全人口5,929万6,000人の18.8%を占める。

フランスでは第2次世界大戦後にベビーブームが続き若年者人口が大幅に増加したが、1960年代に入ると増勢が頭打ちとなり、1970年代半ば以降は減少傾向にある。また、総人口に占める若年者の割合は1960年代から低下し始めており、現在に至るまで下落傾向が続いている(図-10)。

〈図1-10〉 若年者人口の推移



資料出所 United Nations "World Population Prospects 2000"

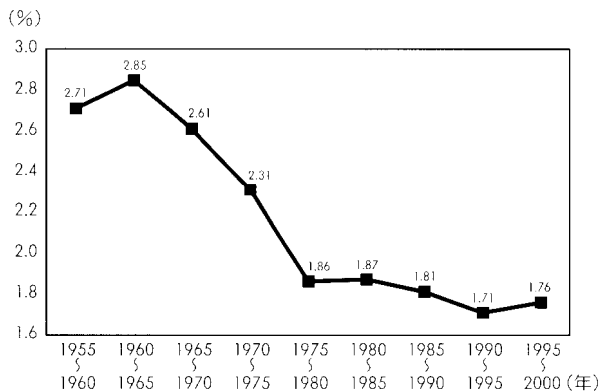
(2) 出生率の動向

国際連合“世界の将来人口推計”によれば、フランスの合計特殊出生率は、1960年代前半に2.85まで上昇したが、その後1970年代後半に至るまで急速に低下し、人口を維持できる水準(約2.1)を割り込んで1.86にまで低下した。

しかし、その後は1.7から1.9の間で推移しており、一

定の水準が維持されている(図1-11)。

〈図1-11〉 フランスの合計特殊出生率の推移



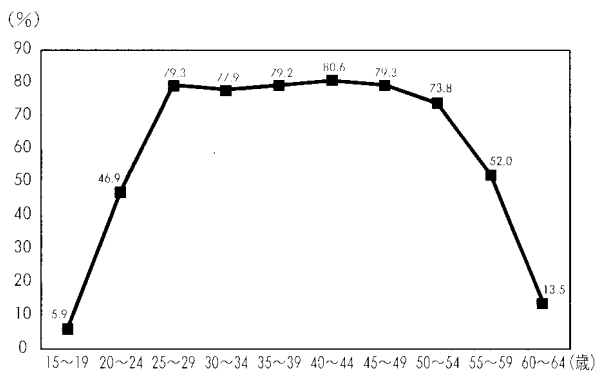
資料出所 図1-10に同じ。

(3) 女性の就業動向

フランスの女性の労働力率を年齢別に見ると、30歳代で落ち込むいわゆる「M字型」ではなく、25歳から49歳までほぼ80%前後で推移している(図1-12)。

女性就業者を就業形態別に見ると、1990年代初頭まではフルタイム労働者の割合が多かったが、1992年に政府がパートタイム雇用に対する社会保障負担を軽減して以降、パートタイム労働者⁽¹⁴⁾の割合が若干上昇した。OECD「労働力統計」によれば、女性の就業者のうち、パートタイム労働者(労働時間が週30時間未満の者)の割合は、1990年の21.7%から2001年には23.8%に上昇している。また、パートタイム労働者のうち、80.4%(2001年)が女性である。

〈図1-12〉 女性の年齢階級別労働力率(2000年)



資料出所 日本労働研究研修機構「データブック国際労働比較2003」

(注) 労働力率=(就業者数+失業者数)/総人口

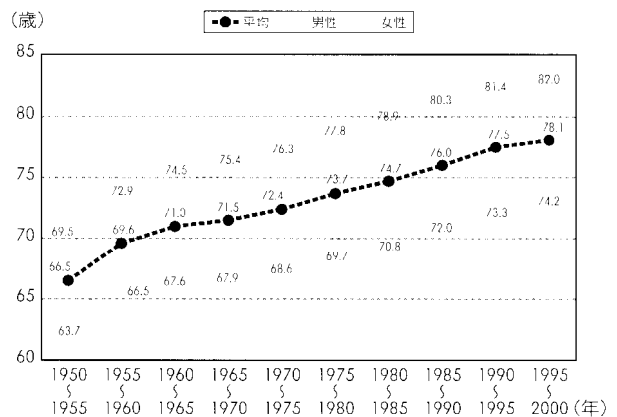
(4) 平均寿命

フランスでは1950年代に急速に寿命が延び、1960年代前半には平均寿命が71.0歳と70歳を越えた。その後も着実に長寿化が進んでいる。1995年から2000年にかけての平均寿命は78.1歳である。

直近の男性の平均寿命は74.2歳、女性の平均寿命は82.0歳であり、両者には8歳程度の開きがある(図1-13)。

高齢化も徐々に進行しており、高齢化率(人口に占める65歳以上の者の割合)は2000年に16.0%と、1970年の12.9%から30年間で3.1ポイント上昇している。

〈図1-13〉 フランスの平均寿命の推移



資料出所 図1-10に同じ。

(5) 平均出産年齢

フランスでは1980年代に晩産化の傾向が見られたが、近年、この傾向に歯止めがかかりつつある。出産した女性の平均年齢は、1983年に27.1歳、1993年に28.7歳と10年間で1.6歳上昇し、1998年には29.3歳と5年間で0.6歳上昇したが、その後はほぼ横ばいであり、2001年は29.4歳となっている。

なお、フランスでは晩婚化が進んでいる一方、結婚しなくても子どもを生む女性が多く、晩婚化がそのまま出生数の減少には結びついていない。2000年における出生数に占める非嫡出子の割合は43%と、全体の4割を超えている(1980年は20%)。

3 育児に対する経済的支援

(1) 概要

育児に対する経済的支援は、多様な家族給付や所得

税減税、社会保障面での優遇措置など多岐にわたる。また、家族給付の所得要件も厳しくなく、広く一般市民を対象にしている点が特色である。

(2) 家族給付

① 制度の概要

フランスの家族給付には30種類の手当があり、必ずしも生活困窮者や低所得者を対象としたものではなく、広く一般的な市民を対象としている。

② 根拠法令

根拠法令は社会保障法典である。

③ 管理運営主体

家族給付全国公庫(CNAF)^(注5)が行っている。

④ 支給対象、支給額及び支給期間

支給対象、支給額及び支給期間は、手当ごとに異なる。主な手当としては、2人以上の子どもを養育する家族に給付される家族手当、住宅を賃貸又は購入する場合に支給される住宅手当、育児のために休暇を取得する(又は労働時間を短縮する)労働者に支給される養育手当がある。

なお、養育手当は他の手当とともに整理統合され、2004年1月1日以降に生まれた子どもを持つ親に対しては、乳幼児迎え入れ手当が支給されるようになった(2003年12月31日以前に生まれた子どもに対しては、引き続き養育手当が支給される)。

a 家族手当(Allocation Familiales)

支給対象は、フランス国内に居住し、20歳未満の子どもを2人以上扶養している者である。所得要件はない。

支給額は、子ども2人の場合月額112.59ユーロ、3人の場合256.83ユーロ、4人以上の場合256.83ユーロに3人を越える子ども1人につき144.25ユーロが加算される。

また、11歳から16歳未満の子どもがいる場合子ども1人当たり31.67ユーロ、16歳以上20歳未満の子どもがいる場合子ども1人当たり56.29ユーロが加算される(ただし、子どもが2人しかいない場合、最初の子どものみについては加算されない)。

b 住宅手当(Allocation de Logement)

フランスの住宅手当は、社会保障法典により家族給付として位置づけられている。住宅手当には、フランス国内に居住する者を幅広く対象とする社会住宅手当と、扶養者のいる家族に支給される家族住宅手当がある。

家族住宅手当の特徴は以下のとおりである。

[住宅を賃借する場合]

対象者は、フランス国内で住宅を賃借している者(ただし、親族から賃借している場合を除く)で、①結婚時に夫婦とも40歳未満でかつ結婚後5年以内で子どもがいない家族、②65歳以上の扶養者がいる家族又は③すでに家族給付を受給しており、21歳未満の子どもの扶養する家族のいずれかである。

支給額は、資産、既婚・未婚の別、住宅の状況・所在地、家賃、扶養家族の数に応じて決定され、要件を満たす限り支給される。

[住宅を購入・新築・改築する場合]

対象者は、フランス国内で住宅を購入する者である。

支給額は、資産、既婚・未婚の別、住宅の状況・所在地、住宅ローンの規模及び返済計画、扶養家族の数に応じて決定される。

各受給者の支給内容(支給額・支給期間等)については、最低年1回見直しが行われる。

c 養育手当(Allocation parentale d'éducation, APE)

支給対象は、子どもを2人以上持ち、最年少の子どもが3歳未満である親で、育児のために仕事を休職又はパートタイムで働いており、最年少の子どもの出産から前の過去5年間で2年以上(子どもが3人以上いる場合は過去10年で2年以上)働いている者である。所得要件はない。父親も受給できる。

支給額は、完全に休暇を取得している場合は月額501.59ユーロ、通常の労働時間の50%未満をパートタイムで働いている場合毎月331.67ユーロ、50~80%の時間をパートタイムで働いている場合は毎月250.81ユーロである。3歳未満の子どもが満3歳になるまで支給される。

d 乳幼児迎え入れ手当(Prestation d'accueil du jeune enfant, PAJE)

この手当は、出産先行手当、基礎手当、補助手当(保

育費用補助又は賃金補助)という3つの部分で構成される。

a) 出産先行手当

出産先行手当は、出産時に支給される。支給対象は、妊娠・出産した女性であるが、所得や子どもの数に応じて支給制限がある(表1-10)。妊娠14週目までに、医師の診断を受けた上で妊娠証明を家族手当公庫(CAF)に送付しなければならない。

支給額は、808.31ユーロである。乳幼児手当(APJE、表1-13参照)は妊娠5か月目から毎月手当が支払われるが、出産先行手当は妊娠7か月目から出産1か月後の間に一括して支給される。

b) 基礎手当

基礎手当は、子どもが誕生してから3歳までの間、毎月161.66ユーロが支給される。所得や子どもの数に応じて、出産先行手当と同じ支給制限がある(表1-10)。

新生児は定期的に医師の診断を受けなければならない。

基礎手当については、支給対象となる所得の上限が乳幼児手当(表1-13)より大幅に引き上げられ、新たに20万家族が給付対象となる。これにより、3歳以下の子どもを持つフランスの家族の80~90%が支給対象となると見込まれている。

〈表1-10〉出産先行手当、基礎手当が支給される世帯年収上限

子ども	有所得者が世帯で1人	有所得者が世帯で2人
1人	24,129ユーロ	31,887ユーロ
2人	28,955ユーロ	36,713ユーロ
3人	34,746ユーロ	42,504ユーロ
4人以上、1人増えるごとに	5,791ユーロを加算	5,791ユーロを加算

資料出所 CAF ホームページ(CAFについては注5参照)

c) 補助手当

補助手当は、子どもの保育方法により決定する。親が子どもを認定保育ママに預けて保育する場合には保育費用補助が、休暇又は労働時間を減らして自分で育児をする場合には賃金補助が給付される。

(ア) 保育費用補助

従来の在宅保育手当と認定保育ママ雇用補助を統合した給付である。認定保育ママ等を雇用して6歳未満の子どもを1人以上預けながら働いている親に支給される。支給額は、所得、子どもの数、預ける子どもの年齢によって異なる(表1-11)。

〈表1-11〉保育費用補助の支給額

		(単位：ユーロ)		
		所得区分		
子どもの数	1人	14,349未満	14,349~31,887	31,887超
	2人	16,521未満	16,521~36,713	36,713超
	3人以上、1人増えるごとに	2,606加算	5,791加算	5,791加算
3歳未満の子どもを預ける場合の支給額		354.19	253	151.78
3歳以上6歳未満の子どもを預ける場合の支給額		177.11	126.52	75.89

資料出所 表1-10に同じ。

(イ) 賃金補助

従来の養育手当に相当する。支給対象は3歳未満の子どもが1人以上いる家族すべてで、養育手当における「子ども2人以上」という条件は適用されない。一方、休暇を取得する親は、子どもが1人であれば取得前の2年間、子どもが2人であれば取得前の4年間のうち2年以上、子どもが3人以上いる場合は取得前5年間で最低2年以上勤務していなければならないという条件を新たに設定した。

支給額は、勤務状況に応じて決まる(表1-12参照)。

〈表1-12〉賃金補助の支給額

	(単位：ユーロ)	
	基礎手当を受給している	基礎手当を受給していない
完全に休暇を取得している場合	339.94	501.59
労働時間が通常の50%未満の場合	219.75	381.42
労働時間が通常の50~80%の場合	126.77	288.43

資料出所 表1-10に同じ。

支給期間も子どもの数によって異なる。第一子が生まれた家族には最長6か月間支給される。子どもが2人以上いる家族は、対象となる子どもが満3歳になる前の月まで給付を受けることができる。

なお、乳幼児迎え入れ手当の導入に伴い、2004年1月1日以降に子どもを生んだ親に対しては、乳幼児手当、養育手当、在宅保育手当、認定保育ママ雇用補助、養育

給付は支給されなくなる(2003年12月31日までに子どもを生んだ親に対しては引き続き支給される)。 家族手当、住宅手当、養育手当、乳幼児迎え入れ手
当以外の家族給付の概要は表1-13のとおりである。

〈表1-13〉 家族給付の概要 (家族手当、住宅手当、養育手当を除く)

2004年2月現在

名 称	支 給 対 象	支 給 額	支 給 制 限 等
家族補足手当	3歳以上21歳未満の未就業の子どもを3人以上扶養している者	月額146.54ユーロ	所得制限がある。有所得者者1人子ども3人の場合、年収25,363ユーロ(子どもが1人増えるごとに4,227ユーロを加算)以下、有所得者2人で子ども3人の場合、年収31,026ユーロ(子どもが1人増えるごとに4,227ユーロを加算)以下でなければならない。
新学年手当	2月1日時点で6歳以上、9月15日時点で18歳未満の子どもを養育する者	子ども1人当たり 250.30ユーロ	所得制限がある。子ども1人の場合年収16,414ユーロ、子ども2人の場合年収20,202ユーロ、子ども3人の場合年収23,990ユーロ(以下、子どもが1人増えるごとに3,788ユーロを加算)以下でなければならない。 年1回支給される。
乳幼児手当 (APJE)	妊娠している者又は3歳未満の子どもが1人以上いる者(子どもが2003年12月31日以前に生まれていることが条件)	子ども1人につき月額161.66ユーロ	所得制限がある。有所得者1人の場合、子どもが1人ならば年収17,613ユーロ、子どもが2人ならば年収21,136ユーロ、子どもが3人ならば年収25,363ユーロ(子どもが1人増えるごとに4,227ユーロを加算)以下、有所得者2人の場合、子どもが1人ならば23,276ユーロ、子どもが2人ならば年収26,799ユーロ、子どもが3人ならば年収31,026ユーロ(子どもが1人増えるごとに4,227ユーロを加算)以下でなければならない。 妊娠14週目までに、医師の診断を受けた上で妊娠証明を家族手当公庫に送付しなければならない。新生児も定期的に医師の診断を受けなければならない。 支給期間は、妊娠5か月目から子どもが3歳になる直前の月まで。
一人親手当 (API)	一人で子どもを育てる親(独身者、寡婦(夫)、離婚者)、妊娠中の単身女性等	所得制限額と実際の所得との差額	実質的な夫婦関係にある同居人がいないことが条件である。所得制限があり、子どもが1人の場合直近3か月の総収入の平均が707.19ユーロ(子どもが1人増えるごとに176.80ユーロ加算)以下、妊娠中の女性は月収530.39ユーロ以下。 離婚、死別等から6か月以内に申請し、12か月連続で支給される。また、12か月支給された後でも最年少の子どもが3歳未満であれば、当該子の3歳の誕生日になるまで支給される。 家賃の支払い又はローンの返済をしている場合は、別途家賃補助が加えられる。
在宅保育手当 (AGED)	自宅で6歳未満の子どもを1人以上預けるために人を雇用し、働いている親あるいは単身者(子どもが2003年12月31日以前に生まれていることが条件)	右欄参照	所得に応じて支給額が異なる。支給額は、①3歳未満の子どもを預ける場合：年収35,335ユーロ以上の家庭は社会保険料の50%(上限1,050ユーロ)、年収35,335ユーロ未満の家庭は社会保険料の75%(上限1,574ユーロ)、②3歳以上6歳未満の子どもを預ける場合：社会保険料の50%(上限525ユーロ) 親が雇用されている場合は3か月で最低1,060.77ユーロの所得を得ていることが条件となる。
女性の職業 復帰援助	6歳未満の子どもを1人以上養育しており、再就職、会社新設、職業訓練受講を開始した母親	子どもが全員就学：305ユーロ、1人以上未就学：460ユーロ(注1)	無期限雇用契約又は2か月以上の有期雇用契約による雇用であること、賃金は税・社会保険料込み月額1,295.82ユーロ以下であることが条件である。公共職業安定所から支給される。
出産休暇手当	出産休暇を取得している者	日給(税・社会保険料込み賃金)の80%	医療保険から支給される。
子どもに付き添うための 手当 (APP)	重病、重度の身体障害がある子ども、あるいは事故にあった子どもを持つ親で、仕事を休職するか労働時間を短縮しなければならない者	右欄参照	仕事を休む場合、カップル：月823.31ユーロ、一人親：月977.68ユーロ パートタイムで働く場合、カップル：月411.68ユーロ、一人親：月514.58ユーロ 通常の労働時間の50～80%未満働く場合、カップル：月250.81ユーロ、一人親：月331.67ユーロ 求職者、有償の職業教育受講者も受給できる(受給を希望する場合求職活動又は職業教育の受講を断念しなければならない)。
認定保育ママ 雇用補助 (AFEAMA)	6歳未満の子どもを持ち、認定保育ママを直接雇用する親(子どもが2003年12月31日以前に生まれていることが条件)	右欄参照	所得に応じて支給額が異なる。毎月の支給額は、①3歳未満の子どもを預ける場合：年収18,055ユーロ(子どもが1人の場合。子どもが1人増えるごとに4,167ユーロ加算)以上の家庭は135.68ユーロ、年収13,131ユーロ(子ども1人の場合。子どもが1人増えるごとに3,030ユーロ加算)～18,055ユーロ未満の家庭は163.39ユーロ、年収13,131ユーロ未満の場合206.63ユーロ、②3歳以上6歳未満の子どもを預ける場合：①と同様の年収区分で、年収の高い順に、67.69、81.69、103.34ユーロが支給される。
個人住宅補助	住宅を新築、増改築し、ローンを返済している者	右欄参照	支給額は、資産、既婚・未婚の別、住宅の状況・所在地、住宅ローンの規模及び返済計画、扶養家族の数に応じて決定される。 毎月ローンの融資先に支払われる。各個人はローンの返済額が減額される。 支給内容(支給額・支給期間等)については、最低年1回見直しが行われる。

資料出所 CAFホームページ、林雅彦「フランスの家族政策、両立支援政策及び出生率上昇の背景と要因」2003年2月(日本労働研究機構)

(注1) ここていう「就学」とは幼稚園以上の学校に通っていることを意味する。フランスでは、3歳から幼稚園に通うことが多い。

(注2) この他にも、養子縁組した親に給付される養子手当、障害のある20歳未満の子どもを持つ親に対する特別教育手当などがある。

② 財 源

2002年の家族給付の財源は、総額458億4,000万ユーロである。このうち、企業からの拠出金^(注6)が272億7,000万ユーロと全体の59.5%を占め、一般福祉税(Contribution Sociale Generalisee ; CSG)^(注7)が94億8,000万ユーロと全体の20.7%を占める。この他国庫からの拠出金が52億3,000万ユーロ(全体の11.4%)、国による企業の社会保障減免部分の補填^(注8)33億1,000万ユーロ(同7.2%)、一般福祉税以外の税5億5,000万ユーロ(同1.2%)である。

③ 実 績

2002年の主な家族給付(家族給付全国公庫が支給するもの)の給付額を手当別に見ると表1-14のとおりである。

(3) 出産費用の負担

社会保障の一般制度被保険者又は被保険者の扶養家族は、妊娠及び出産に関連した医療費を、医療保険の下にある出産保険から支給される。

まず被保険者は医者治療費を全額支払い、その後医療保険金庫^(注9)に請求する。医療費、薬品代、医療器具費用、入院費については全額、出産準備講習費用等については一部払い戻される。

なお、公立病院で出産する場合、入院費と医療報酬は12日間を限度として出産保険が全額負担し、医療保険金庫が直接公立病院に支払う。

〈表1-14〉 2002年における主な家族給付の給付状況

	給付額 (1億ユーロ)	支給対象者数 (人、世帯)	1人当たり給付額 (ユーロ)
家 族 手 当	99.6	4,210,391	2,366
乳 幼 児 手 当	26.3	1,297,917	2,026
家 族 補 足 手 当	13.9	829,412	1,676
新 学 年 手 当	12.4	2,859,442	434
在 宅 保 育 手 当	1.1	52,832	2,082
認定保育ママ雇用援助	19.9	591,050	3,367
養 育 手 当	27.3	511,904	5,333
個 人 住 宅 補 助	58.9	2,601,677	2,264
社 会 住 宅 手 当	37.2	2,088,000	1,782
家 族 住 宅 手 当	31.1	1,192,268	2,608
一 人 親 手 当	7.9	179,726	4,396
子どもに付き添うための手当	0.2	2,314	8,643

資料出所 CNAF "Temps Forts et Chiffres Cles"

(4) 税制上の優遇措置

① 所得税

フランスでは所得税の課税単位が原則として世帯である。納税額は、世帯の所得を、世帯の人数(子どもは2人目までは2分の1人、3人目以降は1人として計算)で除した金額に税率を乗じ、再び世帯の人数を乗じた額で求める。税率は累進的であり、子どもが多い世帯ほど税負担が軽減される。

② 家庭内雇用に対する税控除

認定保育ママなど家庭内の使用のために1人をフルタイムあるいはパートタイムで雇用し、賃金を支払う場合、税控除が受けられる。控除額は年間6,900ユーロを上限として、支払額の50%である。

1991年に導入され、1992年及び1994年に控除率が引き上げられた。

③ 自宅外での保育費用に対する減税措置

フルタイム労働者又は労働時間が通常の労働時間の50%以上であるパートタイム労働者、勤労収入のある一人親等については、7歳未満の子どもを自宅外に預ける場合、預けるために要した費用(子ども1人につき2,300ユーロが上限)の25%に相当する額が減税される。

(5) 年金上の優遇措置

フランスの年金受給額は、平均賃金(保険料拠出期間で最も有利な一定期間の平均年間賃金。平均賃金を算出する期間は1994年から2008年まで毎年1年ずつ延長されており、2008年からは25年になる)に保険料の拠出期間(四半期)を160で除した数値と乗数を掛けて算出されるが、育児をした場合、以下の優遇措置が講じられている。

① 拠出期間算出における優遇措置

子ども1人につき、保険料の拠出期間1年ごとに1四半期、最大で8四半期が実際の拠出期間に加算される。

また、育児休業を取得した親は、育児休業期間と同じ期間が拠出期間に加算される。

② みなし乗数の適用

保険料の拠出期間は最長で160四半期(40年間)である。

乗数は、被保険者が160四半期という最長拠出期間を満たした場合の50%が最高であり、拠出期間が1四半期短くなるごとに2.5%減少する。最低は25%である。

ただし、3人以上の子どもを16歳になるまでに9年間以上育てた親については、①30年以上の被保険者期間があること、②年金受給前15年間のうち5年以上労働に従事していること、③年金受給権を得た日に働くことを辞めていること、を条件に、50%の乗率が適用される。

③ 年金額の加算

子どもを3人以上育てた場合、上記の式で計算した年金受給額に10%加算された額が支給される。

4 子育てと仕事の両立支援**(1) 概要**

フランスでは、子育てと仕事の両立支援は重要な政策課題として位置づけられている。子育てや家庭と仕事の選択は個人が自由に行うべきであり、そのための環境作りが重要であるという認識が広まりつつあり、両立支援は政策課題としても近年重視されつつある。

両立支援策について明確な定義はないが、ここでは、仕事を持ちながら子どもを養育する人のための休暇制度等について紹介する。

(2) 出産休暇**① 概要**

雇用され、出産予定のある女性は出産の前後で休暇を取得できる。出産後の6週間を含め、最低計8週間の休暇を取ることが義務づけられている。

② 根拠法令

根拠法令は労働法典である。

③ 制度の対象及び要件

企業等に雇用され、出産予定及び出産後の女性である。

④ 休暇期間

休暇の最長期間は、出産予定日に先立つ6週間、出産後の10週間の計16週間である(3人目の子どもからは出産予定日前8週間、出産後18週間の計26週間、双子の場合は出産予定日前12週間、出産後22週間の計34週間。三つ子以上の場合は出産予定日前24週間、出産後22週間の計46週間)。妊娠あるいは出産を原因とする疾病により、医師の診断により出産休暇を延長することができる。出産が遅れたことで出産後の休暇期間が短縮されることはない。

⑤ 休業中の給付

出産休暇期間中は、社会保障制度により出産休暇手当(税・社会保険料込み賃金の80%)が支給される。労働協約により、賃金が全額支給されるケースもあり、その場合、企業が賃金と出産休暇手当の差額を負担する。

⑥ 使用者の義務

使用者は、妊娠中の労働者を、出産後の6週間を含め出産前後8週間は労働させることができない。

休暇中の女性を解雇することも禁止されている。

出産休暇後復職する場合、企業は休暇前と同様の仕事に就かせなければならない。

(3) 養育休暇**① 概要**

労働者が子どもの育児や教育に携わる場合に取得できる長期間の休暇である。休暇ではなく、パートタイム労働を選択することも可能である。

② 根拠法令

根拠法令は、労働法典である。

③ 制度の対象及び要件

対象は、1年以上同じ企業で働き続けており、子どもが生まれた、あるいは16歳未満の子どもを養子にした全ての賃金労働者である。父親、母親とも取得でき、両方が同時にあるいは交代で取得できる。